

〔記載内容について〕

今後、さらに精査していく前提の内容であること

- ・被災者の生活再建支援のうち、住宅再建支援策について、主に県が主体となっていくものについて記載

1 被災者住宅応急修理支援

災害被災者の生活不安を払拭し、県民生活の速やかな復興を図るため、半壊の被害を受けた方々のうち、応急的な修理を行えば自宅に戻って生活を営むことが可能な方々に対し、早急な支援を行う。

〔制度概要〕

災害救助法による応急修理の弾力的取扱を受け、冬季が近づいている現状を考慮し、支援の額を拡大

- ・対象者：半壊の被害を受けた者
応急仮設住宅を利用しない者
- 詳細：別紙

2 被災者生活再建補助金

被災者の生活再建、居住安定を図るため、被災者生活再建支援法による支援を基本とし、市町村が被災者の家財道具等の購入経費、住家の解体撤去費等の経費の一部を補助する場合、県が当該市町村に対して補助を行う。

- ・事業主体：市町村
 - ・負担割合：県 2/3、市町村 1/3
- 詳細：別紙

3 災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給

被災住宅の新築・購入、補修のための被災者の資金借入れにかかる市町村の利子補給に対して補助する。

- ・事業主体：市町村
 - ・補給期間：借入れの日から5年間
 - ・補助率：1/2
 - ・補給対象とする利率
- | | |
|---------------|------|
| [年収800万円以下の方] | 1.9% |
| [年収800万円超の方] | 1.0% |

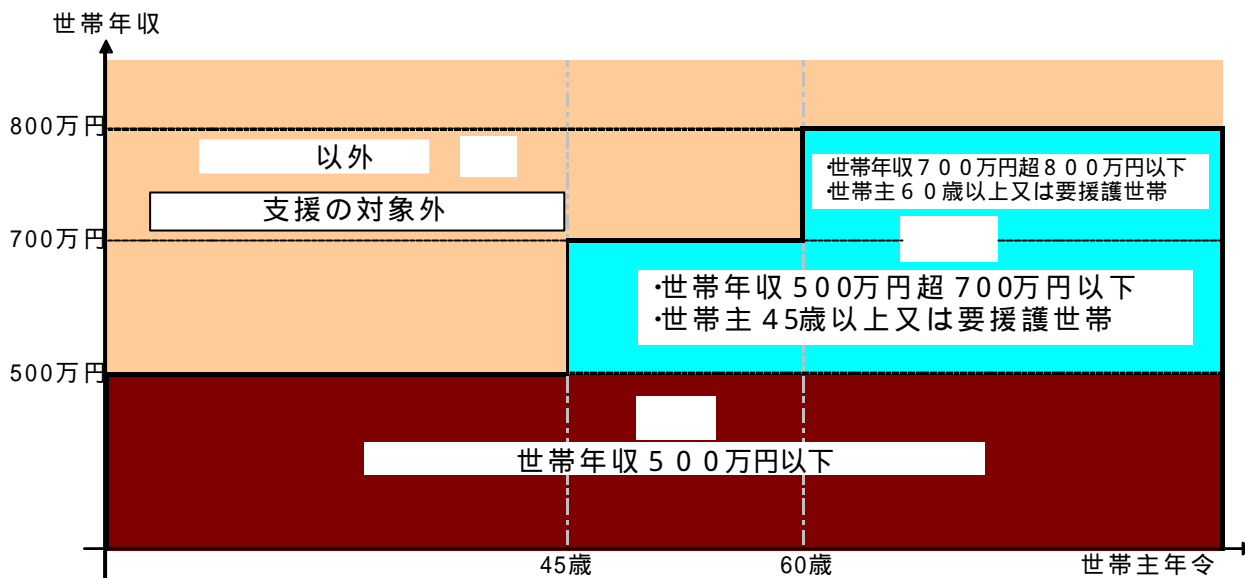
4 災害被災者住宅再建資金貸付

被災住宅の新築・購入、補修のために住宅金融公庫、民間金融機関の資金を借り受けても、なお資金が不足する被災者に低利の貸付を行う。

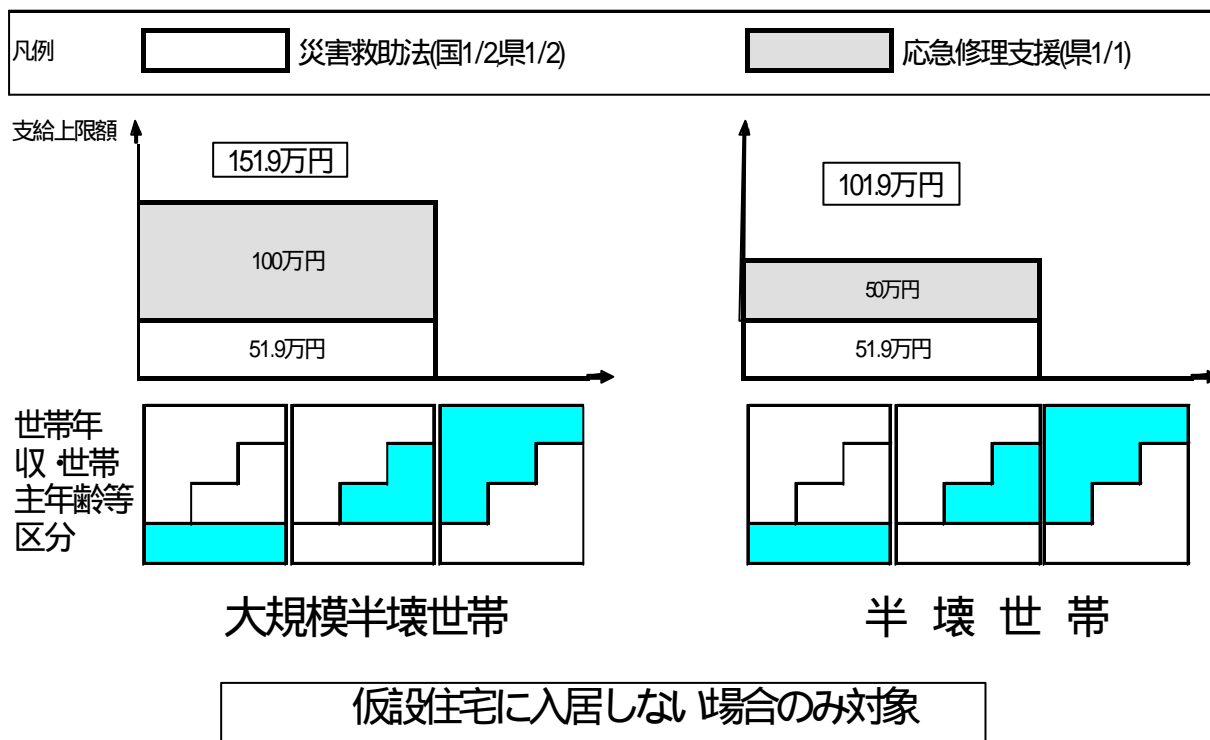
- ・貸付限度額：新築・購入 800万円まで
補修 400万円まで
- ・貸付利率：0.9%（11/5現在）

住宅応急修理支援【新規】

1 世帯年収・世帯主年齢等の区分 (被災者生活再建支援法と同じ)

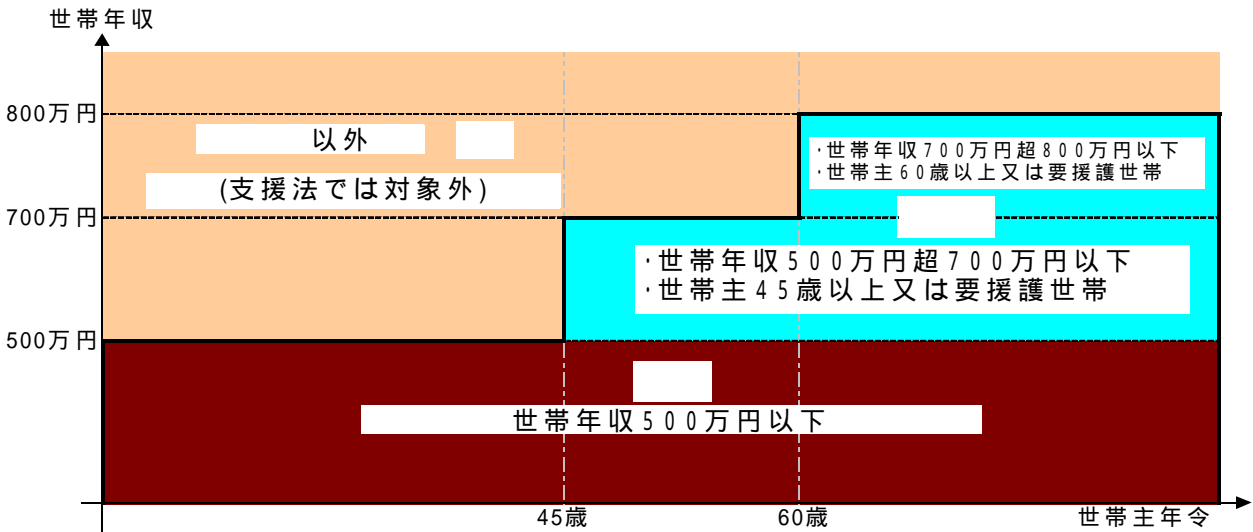


2 支給上限額

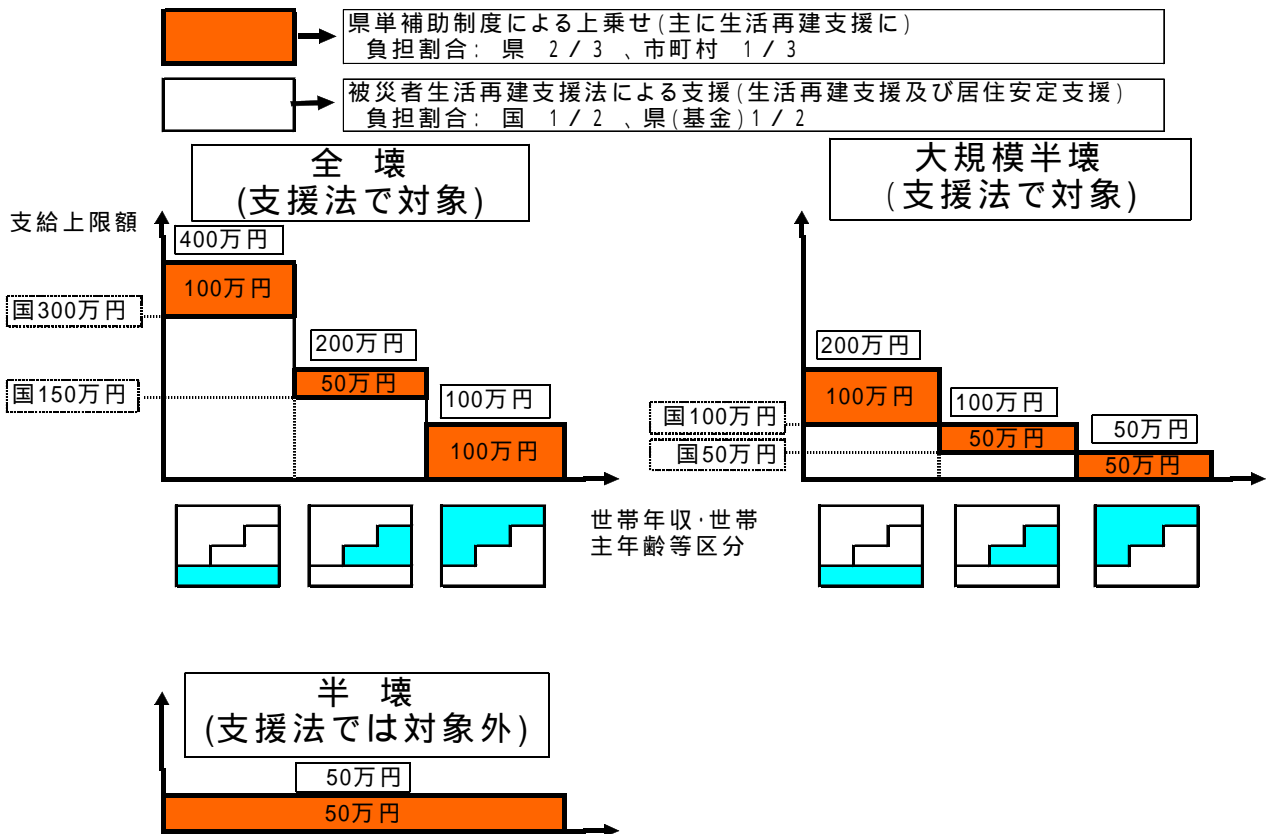


被災者生活再建補助金

1 世帯年収・世帯主年齢等の区分(被災者生活再建支援法)



2 支給上限額



(注1) 上記の措置は、7.13 水害の被災者にも同じ措置が講じられるもの

(注2) 県単独自乗せの措置(上図  部分)は、住宅の改築補修もその対象とする

((法律に基づく措置(上図  部分)では対象外)